

本県と国告示、大阪府、東京都の測定対象及び測定頻度の比較

施設名	※	測定対象		項目	三重県の測定頻度	国の測定頻度	大阪府の測定頻度	東京都の測定頻度
					ガイドライン	告示	指針	放射能管理マニュアル
破碎施設	①	破碎後のストックヤード	保管中の災害廃棄物ごと	放射能濃度	搬出前1月以内		概ね搬出2回分	1回/月
積込施設	②	コンテナ積込ヤード	コンテナ積込前の災害廃棄物ごと	空間線量率	積込の都度	搬出の都度	概ね搬出1回分	毎日
				遮蔽線量率	積込の都度		概ね搬出1回分	積込の都度
	③	コンテナ積込ヤード	災害廃棄物積込後のコンテナの側面	空間線量率	積込の都度			積込の都度
港	④	海上輸送ヤード	船舶に積み込む前のコンテナごと	空間線量率	積込の都度		積込の都度	
港、輸送経路の積替保管施設	⑤	船舶上	陸揚げ前のコンテナごと	空間線量率	陸揚げの都度		積込の都度	
		敷地境界		空間線量率	1回/週		1回/週	
		積替保管施設の敷地境界		空間線量率	1回/週			
焼却施設等	⑥	受入ヤード	受け入れたコンテナごと	放射能濃度	搬入の都度(注3)			
	空間線量率		搬入の都度					
	⑦		展開した災害廃棄物の山ごと	空間線量率	展開の都度			
	⑧	排ガス		放射能濃度	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月
	⑨	排水処理施設	原水、放流水	放射能濃度	1回/月		1回/月	
			排水汚泥	放射能濃度	1回/月		1回/月	
	⑩	焼却灰等	主灰、(溶融)飛灰、溶融スラグ	放射能濃度	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月
⑪	場内施設周辺	焼却炉、灰処理設備、灰ピット周辺	空間線量率	1回/週		1回/週		
		敷地境界	空間線量率	1回/週	1回/週	1回/週	1回/週	
★ 県内受入施設等の周辺地区				空間線量率	1回/週			
最終処分場	⑫	排水処理施設	原水、放流水	放射能濃度	1回/週		1回/週	
			排水汚泥	放射能濃度	1回/2週		1回/2週	
	⑬	場内施設周辺	埋立区画、埋立作業場所、受入施設	空間線量率	1回/週		1回/週	
敷地境界			空間線量率	1回/週	1回/週	1回/週	国に準ずる	
再生処理施設(セメント等)	⑭	排ガス		放射能濃度	1回/月	1回/月		
	⑮	排水処理施設	原水、放流水	放射能濃度	1回/月			
			排水汚泥	放射能濃度	1回/月			
	⑯	場内施設周辺	灰保管庫、再生処理施設、製品置場	空間線量率	1回/週			
			敷地境界	空間線量率	1回/週			
⑰	再生利用製品		放射能濃度	1回/月	1回/月			
★ 県内処理施設の周辺地区				空間線量率	1回/週			

災害廃棄物の処理工程の放射能測定等

場所	施設名	※	測定対象	項目	目安値	測定実施者	測定頻度		
被災自治体	破碎施設	①	破碎後のストックヤード	保管中の災害廃棄物ごと	放射能濃度	100Bq/kg	被災自治体	搬出前1月以内	
	積込施設	②	コンテナ積込ヤード	コンテナ積込前の災害廃棄物ごと	空間線量率	バックグラウンド空間線量率の3倍	被災自治体	積込の都度	
					遮蔽線量率	0.01 μSv/h	被災自治体	積込の都度	
	港	④	海上輸送ヤード	船舶に積み込む前のコンテナごと	空間線量率	0.3 μSv/h	被災自治体	積込の都度	
空間線量率					0.3 μSv/h	被災自治体	積込の都度		
三重県	港、鉄道積替施設	⑤	敷地境界	船舶上	陸揚げ前のコンテナごと	空間線量率	0.3 μSv/h	三重県	陸揚げの都度
				敷地境界		空間線量率	バックグラウンド空間線量率の3倍	三重県	1回/週
				鉄道積替保管施設敷地		空間線量率	バックグラウンド空間線量率の3倍	三重県	1回/週
	焼却施設	⑥	受入れヤード	受け入れたコンテナごと	展開した災害廃棄物の山ごと	空間線量率	バックグラウンド空間線量率の3倍	施設設置者	展開の都度
					空間線量率	バックグラウンド空間線量率の3倍、コンテナに表示された値	施設設置者	搬入の都度	
		⑦	排ガス		放射能濃度	Cs134, Cs137の濃度限度が、算定値1以下	施設設置者	1回/月	
		⑧	排水		放射能濃度	Cs134, Cs137の濃度限度が、算定値1以下	施設設置者	1回/月	
		⑨	焼却灰等	主灰、飛灰、溶融スラグ、溶融飛灰	放射能濃度	2,000Bq/kg	施設設置者	1回/月	
		⑩	敷地境界	場内施設周辺	焼却施設、灰処理設備、灰ピット周辺	空間線量率	異常に高くないこと	施設設置者	1回/週
				敷地境界		空間線量率	バックグラウンド空間線量率の3倍	施設設置者	1回/週
三重県または他県	最終処分場	⑪	排水処理施設	原水、放流水	放射能濃度	Cs134, Cs137の濃度限度が、算定値1以下	施設設置者	1回/週	
				排水汚泥	放射能濃度	2,000Bq/kg	施設設置者	1回/2週	
	⑫	敷地境界		空間線量率	バックグラウンド空間線量率の3倍	施設設置者	1回/週		
	再生処理施設(セメント等)	⑬	排ガス		放射能濃度	Cs134, Cs137の濃度限度が、算定値1以下	施設設置者	1回/月	
					放射能濃度	Cs134, Cs137の濃度限度が、算定値1以下	施設設置者	1回/月	
		⑭	排水処理施設	排水汚泥	放射能濃度	2,000Bq/kg	施設設置者	1回/2週	
					放射能濃度	2,000Bq/kg	施設設置者	1回/2週	
		⑮	敷地境界	場内施設周辺	灰保管庫、再生処理施設、製品置場	空間線量率	異常に高くないこと	施設設置者	1回/週
敷地境界				空間線量率	バックグラウンド空間線量率の3倍	施設設置者	1回/週		
⑯	再生製品		放射能濃度	100Bq/kg	施設設置者	1回/月			
県内処理施設の周辺地区				空間線量率	バックグラウンド空間線量率の3倍	施設設置者	1回/週		

※の番号(①~⑯)は、図3の管理項目番号

②~④、⑥~⑯及び周辺地区については、三重県は補完的に調査を実施する。

異常に高くなった場合とは、バックグラウンドを除いた空間線量率の測定値が0.19 μSv/h以上となることをいう。